

函 農 企

令和3年2月17日

経済建設常任委員会委員各位

農 林 水 産 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を参考配付いたします。

記

損害賠償請求訴訟（私有林の市による誤伐採に係る損害賠償請求）の判決への
対応について

（農林水産部企画調整課）

損害賠償請求訴訟（私有林の市による誤伐採に係る損害賠償請求）の判決への対応について

1 事件名

平成**年（*）第**号 損害賠償請求事件

2 原告

七飯町に在住する70歳代の男性

3 被告

函館市（代表者 函館市長 工藤壽樹）

4 訴訟の経過

- ・ 口頭弁論終結日（結審日） 令和2年（2020年）11月11日
- ・ 判決日 令和3年（2021年）2月16日

5 請求の趣旨

次の判決および仮執行の宣言を求める。

- (1) 被告は、原告に対し、602万3414円およびこれに対する平成30年5月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告は、原告に対し、造林地の原状回復を施した上で杉幼木の植栽を行え。
- (3) 被告は、原告に対し、造林地の原状回復を行うことができないときは650万円およびこれに対する平成30年5月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 訴訟費用は被告の負担とする。

6 判決の内容

- (1) 被告は、原告に対し、116万5794円およびこれに対する平成30年5月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用はこれを10分し、うち1を被告の負担とし、その余は原告の負担とする。
- (4) 本件事案の内容および性質等に鑑み仮執行宣言は相当ではないからこれを付さない。

7 市の対応

これまでの口頭弁論で市が主張したことが概ね認められた判決であることから、市としては、この判決を受け入れ控訴しない。ただし、原告が控訴した場合は応訴する。